

第8回 市民会議 協議の内容

(平成20年2月3日開催)

(市民委員の意見を項目ごとに整理して下記の通りまとめました)

■条例の「目的」について

- 「地域社会」とは
自治会から、旧1市4町、山口市全域まで広狭様々なとらえ方ができる。
(地域の範囲を厳密に規定する必要はなく、大まかなイメージに留める。ケースごとに考える。)
- 「基本的な事項」とは
「基本的な事項」とは、規則や細則に定めるような個別具体的、詳細なものではなく、これらの規定を包含した柱になるような重要な項目、考え方を定めるものをいう。
この条例では「基本的な事項」として、各主体が動くための運営の仕組みを謳う。
- 「市民」とは？
個人のみならず、団体を含めて広く捉える。
- 「個性豊か」とは？
地域の特性を活かし、大切にする(自主性、独自性)。
- 「活力のある」とは？
持続可能、みんなで元気に。

※この目的規定については、出席の市民会議委員からおおむね理解をいただく。

■「住民自治」について

- 「住民自治」のイメージ
地域を住民自らの創意と工夫で一緒につくる。
地域の課題は地域で解決する。
互助、共助の醸成、促進する。

※住民自治については、上記のようなイメージで委員全体で共有した。

■「協働」について

- 公共課題の確認
少子高齢化、住民ニーズの多様化、財政問題、地方分権の流れ等。
- 「協働」の目的
協働は新しい公共の出現に対応するために必要な手法。
地域の力を高め、住民自治の力を取り戻す。
- 「協働」の必要性
これまでは、各団体は、単独で活動することが多かった。しかし、社会が複雑化し様々な問題が発生するなかで、個々の活動では問題解決できない場合も出てきて、各主体が共通する課題について一緒に行動することになってきた。
- 「協働」の定義の仕方
「協働」は最近新しくできた造語であり、これから定義されていくもの。
「協働」の定義にすべての思いをのせるのではなく、基本的な考え方とかあり方ぐらいに抑えておいたほうがよい。
3班の協働の定義の中に「取り組むことによって大きな効果を生むこと」とあるが、「協働」は取り組み(行為)のことなので、定義の中に効果まで入れるべきではない。
大きな効果を生むことを定義の中に入れてしまうと、大きな効果を生まない協働はできない(意味がない)ことになりかねない。(人がやることなので、時には相性が合わずマイナスになることだってありうる。)

本来どの条文についてもすべて効果を期待して規定するものだから、あえて効果を定義の中に入れ込む必要はない。

● 「協働」の主体について

「協働」の主体は個人ではなく、組織対組織を想定している。

「様々な主体」＝市民、NPO、企業、行政など、自治を支える多くの主体と言い換えてもよい。

● 「対等な立場」について

「対等」は非常に大事な視点。

協働する上での心構えとして相互に対等でお互いを尊重することは必要であるが、現実的には難しいと思われる。

「対等」という言葉は「パートナーシップ」のように安易に使われるが、行政と活動団体とが対等な立場になりうるためには、相当の責任・自覚・専門性が必要。従来のような依存関係では対等とはいえない。

「対等」を意識することは必要。
ともすると、お金を出すほうが上で、実動する方は下請けのような関係になりがち。
双方の規模の違いとか、お金を出す側、実動する側の立場の違いがあることは理解しておく必要がある。
「相手の特性を理解し尊重する」ということが「対等」につながるのではないか。

● 「協働」の関係のつくり方

「協働」というのは、その都度ある共通の目的があるときに複数の主体の間で興すもの。
半永久的に「協働」の関係が継続するものではない。

協働形態には、短期型、長期型のようなものがある。
2つの団体の間で行われる型、複数団体型などいろいろな形態がある。
目的型と地縁型との協働もある。

「協働」はだれかがきっかけを作らないと始まらない（きっかけづくりは行政側、市民側の双方ある）。

市民にまだ意識が低いので、育てる仕組みが必要。

※協働の定義については、今回の協議内容を踏まえ、もう少し滑らかな表現になるように全体で協議していく必要があることを確認した。